

違法な焼却はやめましょう



環境政策課環境政策係 ☎0824-72-1398

市内で、ごみの焼却が原因で火災になる事例が多く発生しています。自宅近くの空地などでごみを燃やすと、「洗濯物に臭いがついて困る」「悪臭により気分が悪くなった」「煙が部屋に入るので窓を開けられない」「近所で草木を燃やして煙たい」など近隣住民とのトラブルや、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させ

る原因になります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）において、例外規定を除く廃棄物（※1）の焼却は禁止されています。（例外規定については、下記「3. 野外焼却禁止の例外規定」参照）
違法な焼却はやめ、みんなで協力して快適な生活環境の維持に努めましょう。

※1 「廃棄物」とは「ごみ」「粗大ごみ」「燃え殻」「汚泥」「ふん尿」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「動物の死体」「その他の汚物」または「不要物（※2）」であって、固形状または液状のものをいいます。

※2 「不要物」とは、自ら利用または他人に有償で譲渡することができないために、占有者（各家庭、事業者など）にとって不要になったものをいいます。

1. 違法焼却の罰則

【法第25条、第32条】

法の例外規定に違反した焼却を行なった行為者に、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科せられます。また、法人の場合は3億円以下の罰金刑が科せられます。

2. 違法焼却の事例（※罰金刑が科せられた事例）

- 家庭などから排出された廃棄物（事例としては「紙類」「段ボール」「雑誌」「弁当ガラ」「ポリ袋」「包装箱」「板切れ」「杭」「丸太」「木片」「稲木」「棚」「机」「じゅうたん」「その他のごみ」など）を、空地や田畑で焼却した行為が、罰則の対象となります。
- 1キログラム程度の少量の家庭ごみの焼却でも、罰則の対象となります。
- 地上面、素掘りの穴、ドラム缶、ブロック囲いなどにおけるごみなどの焼却についても、すべて野焼きとして禁止されており、罰則の対象となります。

3. 野外焼却禁止の例外規定

次の場合は、「焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却」として、焼却が認められています。ただし、周りに迷惑（煙・臭い）をかけないように、燃やす量や風向き、時間帯を考慮して必要最小限の範囲で行ってください。

■国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

〔河川敷の草焼き（河川管理者）道路側の草焼き（道路管理者）〕

■震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のための必要な廃棄物の焼却

〔災害などの応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わら焼却〕

■風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

〔とんど焼き（正月の「しめ縄、門松など」をたく行事）、塔婆の供養焼却〕

■農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

〔焼き畑、あぜの草および下枝の焼却、漁網にかかったごみ焼却 など〕

■たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

〔落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー〕